

株主各位

第26期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

① 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 ……	1 頁
② 株主資本等変動計算書 ……	4 頁
③ 個別注記表 ……	5 頁

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたしま
す。

株式会社アイフリークモバイル

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役及び従業員が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス行動規範を制定し、当社の役員及び従業員にコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図り、法令、定款及び社会倫理規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- 2) 代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設け、内部監査室が内部監査を定期的を実施することで、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証し、代表取締役社長に報告を行い、代表取締役社長は改善の指示を行う。
- 3) 当社は、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な対応のため、内部通報体制を整備、運用を行う。
- 4) 監査役は、法令遵守体制及び内部通報体制の整備又は運用状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 法令及び文書管理規程等に従い、取締役及び従業員の職務に関する情報を文書化（電磁的記録を含む。）し、保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- 2) 個人情報については、個人情報保護規程を制定して、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社では、損失の危険の管理として、内部監査規程を制定し、内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマップ及び内部統制の重要性に応じて、内部監査方針並びに監査実施計画を立案し、代表取締役社長の承認のもと監査を実施する。内部監査室の監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について代表取締役社長に報告する。
- 2) 当社では、自然災害、事故、犯罪、その他経営に関わる重要な事実に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程に基づき、迅速な対応を行い、被害の拡大を防止する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標及び年間予算を決定し、その経営目標を各部門に配分し、その達成状況を定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。
- 2) 定例の取締役会を原則月1回以上開催し、月次決算報告及び予算実績対比報告を行い、併せて重要事項の決定を行う。また、必要に応じて適時、臨時取締役会も開催し、機動的な意思決定を行う。
- 3) 業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程、稟議決裁規程等を策定し、各人の責任と権限を明確にしている。
- 4) 職務執行の機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、業務の適正を確保するため、「コンプライアンス行動規範」を定め、企業倫理及び法令遵守体制の浸透・定着を図る。
 - 2) 内部監査室は、年度計画に基づき当社の内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員及び監査対象の組織責任者に結果報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。なお、監査役補助を兼任する従業員は、監査役の職務を優先するものとする。
 - 2) 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び従業員は、法令の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況その他監査役が報告すべきものと定めた事項を遅滞、遺漏なく報告する。
 - 2) 常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び従業員から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
 - 3) 当社は、監査役への報告及び内部通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は取締役会を始めとした当社の重要な会議に出席し、取締役会の職務遂行に対して監査を行い、稟議書その他業務遂行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して個別に説明を求めることができる。
 - 2) 監査役は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で必要に応じ意見交換を行い、また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 3) 監査役の職務執行について生じる費用については予算化し、その他、監査役が、職務の執行に関して生ずる費用等の前払又は償還を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。
 - 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行う。
- ⑩ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
- 当社は、財務報告における記載内容の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。また、取締役会は、内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ・取締役会を定期開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
 - ・監査役会を適時開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
 - ・内部監査を実施し、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証いたしました。
 - ・重要文書については、法令及び社内規程に基づき主管部署において適切に保存・管理されてい
- ました。

株主資本等変動計算書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	144,750	134,750	453,923	588,673	2,500	119,392	855,315
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						43,203	43,203
新 株 予 約 権 の 行 使	35,073	35,073		35,073			70,146
減 資	△134,750	△134,750	269,500	134,750			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計	△99,677	△99,677	269,500	169,823	－	43,203	113,349
当 期 末 残 高	45,073	35,073	723,423	758,496	2,500	162,596	968,665

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	4,468	859,783
当 期 変 動 額		
当 期 純 利 益		43,203
新 株 予 約 権 の 行 使		70,146
減 資		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△408	△408
当 期 変 動 額 合 計	△408	112,941
当 期 末 残 高	4,060	972,725

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15年

工具、器具及び備品 4～15年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、電子絵本サービス等の企画・制作・運営、A I コンテンツ制作、キャラクターの企画・制作等を行う「コンテンツ事業」、I Tエンジニア派遣、受託事業等を行う「D X事業」の2事業を主たる業務としております。

財又はサービスの収益を認識するにあたり、当該財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると判断されれば本人取引、判定されなければ代理人取引として収益を認識しております。顧客に提供する前に支配しているか否かの判定は、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、当該財又はサービスが顧客に提供される前に在庫リスクを有していること及び当該財又はサービスの価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

イ. コンテンツ事業

自社のサイト等の運営により蓄積されたノウハウ・技術力及び当社の保有するデジタルコンテンツを基盤として、様々な企業へサービスの提供を行っております。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準等は以下のとおりであります。

・電子絵本サービスに係る売上収益

当該サービスについては、顧客に対し、課金額に応じたサービスの提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社が顧客から受け取る対価は、ユーザからの課金額に応じて算定しております。

・モバイルコンテンツに係る売上収益

当該サービスについては、顧客に対し、課金額に応じたサービスの提供を行うことで履行義務が充足されるものと判断しております。当社が顧客から受け取る対価は、ユーザからの課金額に応じて算定しております。

コンテンツ事業における主な収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき概ね3か月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. D X事業

ソフトウェアやシステム開発、インフラ構築、デザイン制作、サポート等の業務運営の4分

野での請負やシステムエンジニアリングサービス、人材派遣を行っております。なお、当社が行う準委任契約の一部は代理人取引に該当いたします。そのため、当該取引に係る手数料相当部分を収益として認識しております。

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準等は以下のとおりであります。

- ・業務請負契約に係る売上収益、準委任契約に係る売上収益及び人材派遣契約に係る売上収益
当該サービスについては、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しております。

DX事業における主な収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。代金は、取引先との契約に基づき概ね2か月以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

資産除去債務の見積りの変更

当事業年度において、当社が使用しているオフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務である資産除去債務について、直近の原状回復実績等新たな情報の入手に伴い合理的な見積りが可能となったため、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

この見積り変更による増加として2,316千円を資産除去債務残高に加算しております。なお、当該見積りの変更は、当事業年度末に行われたため、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 14,590千円

6. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	21,339,641株	900,000株	一株	22,239,641株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第18回新株予約権の行使により900,000株の新株式発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	一株	一株	一株	一株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
該当事項はありません。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の
目的となる株式の種類及び数
普通株式 256,800株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

長期貸付金、長期未収入金は貸付先等の信用リスクに晒されております。これらに関しては個別に回収可能性の判断を行っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金（主として長期）及び設備投資資金（長期）であり、返済期日は概ね10年以内であります。

なお、支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っており、金利の変動リスクを回避しております。ただし、一部変動金利により資金調達を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、金利の変動リスクを回避するため金利の状況を把握し、必要に応じて見直しを行う管理体制を構築しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (※3)	時価 (※3)	差額
(1) 敷金	5,786	5,321	△465
(2) 長期借入金	(214,116)	(203,330)	△10,785

(※1) 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※3) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	—	5,321	—	5,321
長期借入金	—	203,330	—	203,330

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

敷金

敷金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法で算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

負債

長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	235千円
破産債権	26,524千円
減価償却超過額	14,104千円
資産除去債務	545千円
投資有価証券評価損	5,757千円
繰越欠損金	277,641千円
その他	1,924千円
小計	326,733千円
評価性引当額	△326,733千円
繰延税金資産合計	—千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	コンテンツ事業	D X 事業	
売上高			
顧客との契約から生じる収益	36,089	1,829,380	1,865,469
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	36,089	1,829,380	1,865,469

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	339,751
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	270,489

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 43円56銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1円97銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

(資本金及び準備金の額の減少)

当社は、2026年5月25日開催の取締役会において、2026年6月25日に開催の第26期定時株主総会に、「資本金及び資本準備金の額の減少の件」について付議することを決議いたしました。

1. 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額45,073千円のうち35,073千円を減少して10,000千円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える予定であります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額35,073千円のうち35,073千円を減少して0円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替える予定であります。

3. 日程

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 2026年5月25日 |
| (2) 債権者異議申述公告日 | 2026年5月27日 |
| (3) 債権者異議申述最終予定期日 | 2026年6月29日 |
| (4) 株主総会決議予定日 | 2026年6月25日 |
| (5) 効力発生予定日 | 2026年7月1日 |

14. その他の注記

該当事項はありません。